

その27 どの年代でも考えておきたいこと

終活と聞くと、高齢者が行うものだと決めつけがちです。中には、人が亡くなる前の準備でしかないと思い込んでいる方もいます。

しかし終活は、自分の人生の最期について考え、今後の人生をより良くするための活動であり、これからの生き方を決めたり、生きがいを持ったりする、とても前向きな行為なのです。

早い時期に自分の死期を考えるのは早すぎると思うかもしれませんが、人間には生まれた時から間違いなく、いつかは死が訪れますし、その時期は誰にも分かりません。だからこそ、自分の人生を見つめ直すことに早い遅いという線引きをせず、早いうちから取り組んで考えておいてほしいのです。

20代～40代位にかけては、恋愛、結婚や子育てに夢中で、自分自身の事をゆっくりと考える暇もないかもしれませんが、50代～60代、子育ても終わり、仕事も定年に向かう世代になると、金銭的にも少し余裕ができて、自分自身の日常を楽しむ時間も増えてくるでしょう。またこの頃になると親世代の終活も気になるところですが、ここでぜひ考えていただきたいのが、ご自身の終活なのです。ところが大抵のこの年代の皆さんは、ようやく訪れた第二の人生を謳歌することに夢中で、人生最期のことなど考えるのも恐ろしいといったところではないでしょうか。

先に述べた通り、終活は終わるための活動ではなく、よりよい終わりを迎えるためには、今をどのように整えれば良いのかという、現在の暮らしをも快適にするという側面もあるのです。例えば、日頃から身の周りの整理整頓を心がけることで、高齢期の生活は清潔で安全な暮らしが出来るようになるでしょうし、体力があるうちだったら、早目早目に不要な物を処分することもできます。また、突然の入院や病に備えて、エンディングノートという、いわゆる備忘録に自身の重要事項や希望することを書き留めておけば、家族や親族の負担は軽減されます。

健康が損なわれてから、初めて取り掛かるのではなく、第二の人生の目標や理想の人生の実現に向けて行動を起こしやすい時期に、ぜひ考えてみてはいかがでしょうか。

その28 不動産の生前贈与

生前贈与とは、生きていうちに財産を贈与することですが、多くは相続税の節税のために行われます。

しかし中には不動産をお持ちの方で、自身の相続の時までこのまま所有しておくべきか、それとも自身が元気なうちに、子や孫に生前贈与した方が良いのかを迷われる方がみえます。終活支援センターでも時々お受けするご相談ですが、今回はそのメリットとデメリットについて考えてみます。

まずメリットとして挙げられるのが、自由に贈与したい人や時期を選ぶことができるということです。それから、贈与時にかかる税金には、各種特例があり、例えば夫婦間(但し婚姻期間20年以上)の自宅贈与であれば、2,000万円まで控除を受けることができますし、直系尊属の親や祖父母から住宅を購入する資金の贈与を受けた場合、要件を満たせば一定の金額まで贈与税がかかりません。(適用期限:令和5年12月31日まで)

また『相続時精算課税制度』を利用すれば、2,500万円までは贈与税がかからず贈与できます。早期に財産を移したい場合は有効な方法ですが、この時の贈与額は、相続時に相続税の計算に含められるため、税金の支払いを先延ばしにしているだけだと考えてください。但し将来、相続税がかかるほどの財産がない場合などには有効です。

一方デメリットとしては、贈与税(110万円を超える部分)や不動産取得税、登録免許税などの税金がかかることです。また、相続が開始される前の3年以内の贈与については『駆け込み贈与』と呼ばれ、相続財産に加算して相続税が計算されることとなります。

生前贈与は、利用次第で節税にもつながりますし、子や孫に多くの財産を引き継ぐことができます。しかし複雑なシステムがあり、知らなければ損をしてしまうこともあるので、詳しくはお近くの税理士にご相談ください。